平成２８年（フ）第２５８５号
大阪市東成区中本４丁目13番５号プラ・ディオ中本301号
債務者　島津　友宏
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８６号
大阪市東成区中本４丁目13番５号プラ・ディオ中本301号
債務者　島津　由香
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市笹沖449番地７　ラ・メージュ倉敷307号室、旧住所岡山県倉敷市福田町浦田2378番地411
債務者　岩波　大介
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
岡山県総社市総社２丁目１番22号　コーポサンシャインＢ202
債務者　佐藤　秀人
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目11番20号（第二みどり荘212号）
債務者　上岡　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７０号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目２番２―302号
債務者　梅本　瑞生
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７４号
北九州市小倉南区横代北町３丁目１番32号（103）
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９５号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目７番26―207号
債務者　植田　久晴
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３４号
北九州市八幡東区宮田町５番16号（ハイツイケダ204）
債務者　白石　雅裕
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５１６号
埼玉県和光市南１丁目21番33号
債務者　徳永はつよ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２３号
埼玉県川口市栄町３丁目３番２―403号　アクシーズタワー川口栄町Ⅰ
債務者　青野　光成
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―32―502
債務者　奥隅美也子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
群馬県高崎市中泉町127番地１　カベホームズⅥ202号
債務者　須田　純一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２７０号
埼玉県草加市弁天１丁目10番５号　カーサ鳥海205号
債務者　大山知惠子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
愛知県豊田市桝塚西町郷西71番地１　コーポ郷西Ａ202号、前住所愛知県豊田市桝塚西町郷西74番地１　エクセルタウン手嶋Ⅲ203号
債務者　片岡小百合
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
愛知県知立市昭和９丁目４番地　知立団地10棟408号、住民票上の住所愛知県知立市昭和７丁目１番地　知立団地51棟205号
債務者　荒川　元気
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
大阪府泉大津市助松町２丁目11番18号
債務者　樋口　由紀
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係